

グループホーム能羅坊 運営規程

(名称、設置場所及び実施主体)

第1条 この事業を行う事業所の名称は、「能羅坊」と称する奈良時代この地にあった西明寺十二坊の名称の一つである。

2 事業所は、栃木県芳賀郡益子町大字益子25番地に設置する。

3 事業の実施主体は、医療法人 普門院診療所（以下、「事業主体」という。）とする。

4 この運営規程、当事業所の東棟及び西棟のそれぞれに適用する。

(事業の目的)

第2条 事業主体は、介護保険法及び益子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準等を定める条例に基づき、認知症を有する入居者が安心してその能力に応じた生活を営めるように、高齢者の特性に配慮した適切な居住空間とサービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第3条 事業主体は、「種々の精神機能が慢性的に減退・消失することで、日常生活・社会生活を営めない状態の方」が、「能羅坊」のそれぞれ個室をもって、家族と一緒に生活しているような一つの生活共同体をつくれるよう努めなければならない。

2 「能羅坊」の運営方針は「能羅坊」の名称に示されるように、他者を差別せず、自己と平等とみなせる能力に由来する。

3 「能羅坊」は、入居者、入居者の後見人、入居者及び代理人・身元引受人（以下「入居者の家族等」という）に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明するとともに、入居者、入居者の家族等との連携を図る。

4 認知症高齢者等の個性と尊厳を重んじ、本人の意思を尊重して、本人の立場に立って望ましい次の各号の通り、介護サービスを提供する。

(1) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携をはかり、総合的なサービスを提供する。

(2) 実施事業は、提供する認知症対応型共同生活介護のサービス質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、それらの結果を公表し常に改善を図る。

(3) 事業主体は身体拘束等の適正化のための指針を整備する。その対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護従業者その他の従業者に周知徹底を図る。

(4) 事業主体は高齢者虐待の防止に関する指針を整備する。虐待の発生又はその再発を防止・検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について介護従業者その他の従業者に周知徹底を図る。

(5) 事業主体は、介護従業者その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修と虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(入居定員)

第4条 当グループホームにおける共同生活住居ごとの入居定員は、9人とする。(2ユニット：18人)
居室 全個室

(入居者の生活時間)

第5条 入居者の生活スタイルに応じた1日の生活時間帯は、次の通りとする。

- (1) 日中の時間帯 6：00～21：00
- (2) 夜間及び深夜の時間帯 21：00～6：00

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 能羅坊に勤務する職員の員数及び職務内容は、次の通りとする。

- (1) 介護支援専門員である計画作成担当者を事業所1名以上配置する。
- (2) 事業所管理者1名を置く。ただし、当該医療法人の他部門の管理者が、兼任できるとする。
- (3) 介護従業者若干名を置く。入居者3名について第6条の日中生活時間帯に介護職員1名確保できる員数とする。
- (4) 職務内容は、第3条の運営方針に基づく業務にあたるものとする。

(指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 事業主体は、以下の各号の通り、居宅サービスの一つであり、台所の調理音やリビングでの談笑など家庭的な雰囲気の中で生活をする。

- (1) ケアプランを策定し、入居者個々に合わせたサービスを提供すること。
- (2) ケアプランは、各入居者の家族、介護支援専門員及び保健医療サービス提供者等と連携し、地域住民との交流も考慮して実施するものであること。
- (3) 要介護認定等の申請が継続して行われているか確認し、行われていない場合には速やかに申請が行われるよう必要な助言・援助を行うこと。
- (4) 入居者及び家族、指定居宅サービス事業者等にサービス内容、料金等の情報を提供し、入居者又はその家族が、サービスの選択に役立つようにすること。
- (5) 食事、入浴ほかの日常生活、レクリエーション等を一元的なサービスを提供すること。
- (6) 入居者又はその家族等に対し、サービスの種類、内容、費用等について説明し、文書により入居者又は代理人・身元引受人の同意を得ること。
- (7) ケアプラン作成後においても、入居者及び家族、指定居宅サービス事業者等の連絡調整、その他便宜を図ること。
- (8) 入居者等より他の介護保険施設等への入院・入居等の希望があった場合には、円滑に移行できるよう速やかに居宅介護サービス事業所等との連絡調整にあたること。
- (9) 入居料については介護保険法上公示の額等を参照して、別に定めること。
- (10) その他入居者の個人的費用の実費相当額を徴収すること。
なお、その詳細を入居者にわかる場所に掲示し、入居料の徴収にあたっては、あらかじめ同意を得ること

(身体拘束等の禁止)

第8条 事業主体は、入居者の生命又は身体を保護するための点滴や酸素マスクを外す行為、他の入居者に危害を加える行為等、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他の行動を制限する行為は行わない。

2 医師及び管理者が、前項の身体拘束を必要と判断した場合には、その方法、時間、入居者の心身の状況及びやむを得ない状況を記録するものとし、緊急でない場合については入居者の家族等の承諾を得た範囲とする。

(苦情への対応)

第9条 事業主体は、提供したサービスに対する苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため、苦情相談窓口の設置、苦情処理の体制及び手順の整備等必要な措置を講じるとともに、当該措置の内容を当グループホーム内に掲示する等により入居者及び入居者の家族等に周知する。

2 事業主体は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録して保存するとともに、その原因を究明し、再発を防止するため必要な措置を講じなければならない。また、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行う。

3 事業主体は、介護保険法の規程により益子町が行う調査に協力するとともに、益子町からの指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業主体は、入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(非常災害対策)

第10条 事業主体は、常に非常災害に備え機器を維持管理するとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、職員に徹底する。また、年3回、非常災害想定訓練を行う。

(秘密保持)

第11条 当グループホーム及び職員は、業務上知り得た情報を漏らしてはならない。職を退いた後においても同様とする。

(衛生管理)

第12条 事業主体は、サービスに使用する備品、器具等の清潔保持に努め、定期的に消毒を実地するなど、常に衛生管理に留意する。

2 事業主体は、従業者に対して衛生管理及び感染症、その他必要な知識及び習得に努めさせる。

3 入居者は、事業主体の清潔、整頓、その他の環境衛生の保持のために事業主体に協力する。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 当グループホームは看取り介護指針を定め、本人の個性と尊厳を重んじるとともに、意思を尊重した介護と医療が連携した支援をするものとする。

2 当グループホーム及び職員は、次に掲げる行為を行ってならない。

(1) 入居者に対する特定の在宅サービス事業者等によるサービス利用の強制。

(2) 特定の在宅サービス事業者等による入居者の紹介による金品その他の財産上の利益の供与。

- (3) 当グループホームから退居する者を、特定の在宅サービス事業者等に紹介することによる金品その他の財産上の利益の収受。

附 則

この規程は、平成14年4月1日より施行する。

平成28年11月28日一部改正

平成29年10月1日一部改正

平成30年4月1日一部改正

平成30年8月1日一部改正

令和元年8月1日一部改正

令和元年11月1日一部改正

令和3年4月1日一部改正

令和3年10月1日一部改正